

豊川市橋尾スポーツ広場におけるドローン飛行に関するガイドライン

1 基本事項

- (1) 利用日は、原則として土日祝日以外の平日に限り利用を可能とし、利用時間は、午前6時から午後7時までとする。なお、平日であっても小中学校の長期休業日（夏休み等）は事前に調整が必要となるため留意すること。
- (2) 利用を希望する場合は、豊川市産業環境部商工観光課（以下「商工観光課」という。）へ電話または電子メールで連絡し空き状況を確認した上で、利用する日の前日までに「豊川市屋外施設実証実験場利用申込書（様式1）」を電子メールまたはFAXで商工観光課へ提出すること。
- (3) 操縦者は、原則として国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に掲載されている講習団体等から技能証明を受けた者、又はドローンの飛行時間を10時間以上有する者（以下「有資格者等」という。）とする。
- (4) 操縦者が有資格者等以外の者である場合には、必ず有資格者等の監視者が安全に飛行できるよう監視・助言等を行うこと。
- (5) その他の薬物摂取、体調不良等により、正常な操縦ができない状態にある場合も、飛行を禁止すること。
- (6) 利用者は、航空法及び関係法令を遵守し、第三者に迷惑をかけることなく安全に飛行を行うこと。

2 安全対策

- (1) 飛行範囲及びその周辺に第三者の立入りや、第三者資産がないことを確認すること。
- (2) 利用前には、第三者への注意喚起のための看板を掲示した上で利用すること。
※ 看板が必要な場合は、利用前に商工観光課で貸し出しを行うものとする。
- (3) 飛行前には、機体の目視点検や不具合の有無確認を含め、バッテリーの残量の確認、搭載物の落下の恐れがないかなどの安全確認を必ず行うこと。
- (4) 利用施設に隣接する道路から十分な離隔距離（30m）を確保した上で飛行を行うとともに、隣接する河川上空に立ち入らないこと。
- (5) 飛行当日に事故が発生した場合は、直ちに商工観光課に報告すること。
- (6) ドローンの墜落等により第三者に怪我を負わせた場合、その他利用施設におけるドローン飛行に起因する事故について、豊川市は一切の責任を負わないこととする。
- (7) 利用施設におけるドローン飛行に起因する事故等により、第三者に損害を与えた場合に備えるため、届出者又は操縦者に対して想定される損害を填補し得る賠償責任保険に加入すること。

3 問い合わせ先

豊川市産業環境部商工観光課（東三河ドローン・リバー構想推進協議会事務局）

電話：0533-95-0263

FAX：0533-89-2125

Eメール：shoko@city.toyokawa.lg.jp

○位置図（広域）



○位置図（詳細）



※駐車位置は目安ですが、グラウンドへの駐車は避けること。